

○御宿町移住支援事業支援金交付要綱

令和元年7月18日要綱第8号

改正

令和2年1月24日告示第3号

令和3年4月23日告示第28号

令和4年3月31日告示第18号

令和5年3月31日告示第17号

令和5年10月2日告示第39号

令和7年3月31日告示第30号

御宿町移住支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 御宿町は、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び千葉県等と共に策定した地域再生計画である「千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画」に基づき、御宿町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において御宿町移住支援事業支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は一世帯につき100万円を加算する。

(交付対象者)

第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住することにより加算を申請する場合にあっては第7号にも該当すること。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件。ただし、埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は千葉県、埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山林振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原

諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は千葉県、埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、御宿町に転入後1年以内であること。

(イ) 御宿町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(イ) 次のいずれかに該当する行為（b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。

a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

c 御宿町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(エ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(オ) 世帯の全員が過去にこの要綱に基づく移住支援金の受給者でないこと。

(カ) 世帯の全員に町税等の滞納がないこと。

(キ) その他御宿町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 起業に関する要件

移住支援金の申請日までの1年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件

次のアのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 町や民間団体が主催する事業や地域づくり活動、地域のイベント等に継続的に参加している者。

(イ) 大学等の研究、部活動等において、町をフィールドとして活動したことがある者。

(ウ) 御宿町に1年以上居住経験のある者。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 御宿町の認定農業者（なる見込みの者を含む。）

(イ) 御宿町の新規認定農業者（なる見込みの者を含む。）

(ウ) 町内で漁業を経営する漁業者の元で、5年以上専業で漁業に従事しようとする者（1年間に90日以上漁業従事日数があること（天候、事故、病気などやむを得ない事由がある場合を除く。）。）

(エ) 町内において新たに漁業協同組合組合員資格を取得し、5年以上専業で漁業に従事しようとする者（1年間に90日以上漁業従事日数があること（天候、事故、病気等やむを得ない事由がある場合を除く。）。）

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、千葉県からU I Jターンによる移住・就業者等創出事業補助金の事業開始当初の交付決定がされた日（平成31年4月5日）以後に御宿町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において御宿町に転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、第1号ウ（ア）から（ウ）及び（オ）から（キ）の全てに該当すること。

(7) 18歳未満の者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。

イ 本事業における申請者でないこと。

ウ 申請者の配偶者でないこと。

（交付申請）

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御宿町移

住支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入のうえ、御宿町移住支援事業における就業証明書（別記第2号様式）及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすことを証する書類を添付し、当該年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）までに町長に提出するものとする。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して移住支援金の交付の可否を決定することとし、交付の決定をした者に対しては御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しないと決定した者に対しては御宿町移住支援事業支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書再交付願（別記第5号様式。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第7条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書〔再交付〕（別記第6号様式）により、申請者に交付する。

（交付請求）

第8条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という）は、御宿町移住支援事業支援金交付請求書（別記第7号様式）により、移住支援金を請求するものとする。

（届出の義務）

第9条 交付決定対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（状況の調査）

第10条 町長は、移住支援事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができるものとする。

（返還請求）

第11条 町長は、交付決定対象者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全額の返還

ア 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合

- イ 移住支援金の申請日から3年未満に御宿町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
(就職に関する要件及び関係人口に関する要件の場合)
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に御宿町から転出した場合

- 2 町長は、前項の規定により移住支援金の返還請求をするときは、御宿町移住支援事業支援金返還請求書(別記第8号様式)により行うものとする。
- 3 前項の規定により移住支援金の返還請求を受けた交付決定対象者は、当該移住支援金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年1月24日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則 (令和3年4月23日告示第28号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月31日告示第18号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第17号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の御宿町移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年10月2日告示第39号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第30号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

御 宿 町 長 様

御宿町移住支援事業支援金交付申請書

御宿町移住支援事業支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|------|----------|
| フリガナ | | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | | | 西暦 年 月 日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | | |
|----------|--|-------|--|------|--------------------------------|---|
| 単身・世帯 | | 単身 | | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | | 就業 | | 起業 | 帯同して移住する18歳未満の世帯員の人数 | 人 |
| | | テレワーク | | 関係人口 | 交付申請額 | 円 |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）*

| | | | | |
|---|--|-------------------|--|------------------|
| 別紙1「御宿町移住支援事業支援金の交付申請に関する同意事項」に記載された内容について | | A. 同意する | | B. 同意しない |
| 別紙2「御宿町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | | A. 同意する | | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、御宿町に居住し、かつ、就業・起業する意思について | | A. 意思がある | | B. 意思がない |
| （就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | | A. 3親等以内の親族に該当しない | | B. 3親等以内の親族に該当する |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

| | |
|----|---|
| 住所 | 〒 |
|----|---|

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴 ※ 5 年以上の在勤履歴を記載

| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 添付書類

【全員が必要な書類】

- ・本人確認書類（写真付き身分証明書等の写し）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元に関する要件を満たすことを確認できる書類）
- ・前年度の市町村民税等に滞納がないことが確認できる書類

【東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区への通勤者のみ提出が必要な書類】

・東京 2 3 区で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】

- ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

【東京圏から東京 2 3 区内の大学に通学し、東京 2 3 区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類】

・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

・東京 2 3 区で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【世帯員が 2 人以上の世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類】

・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

【就職に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類】

- ・就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

【テレワークに関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類】

- ・所属先企業等の就業証明書
- ・自己の意思で移住したことが確認できる書類

【起業に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類】

- ・起業支援金の交付決定通知書

(第1号様式別紙1)

御宿町移住支援事業支援金の交付申請に関する同意事項

- 1 世帯全員の住民票登録及び戸籍に関し調査すること。
- 2 御宿町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、町長より求められた場合には、それに応じること。
- 3 以下の場合には、御宿町住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還すること。
 - (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に御宿町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(就職に関する要件の場合)：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に御宿町から転出した場合：半額
(第1号様式別紙2)

御宿町移住支援事業に係る個人情報の取扱い

御宿町は、御宿町移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、町が定める個人情報保護条例等に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

御宿町長 あて

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

御宿町移住支援事業における就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|-----------------------------------|----------------|
| 勤務者名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 応募受付年月日 | |
| 雇用形態 | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 | 3親等以内の親族に該当しない |

御宿町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、御宿町の求めに応じて、御宿町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

御宿町長

御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった御宿町移住支援事業支援金を下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

移住支援金交付決定額 _____ 円

（備考）

- 1 御宿町移住支援事業支援金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・ 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - ・ 移住支援金の申請日から3年未満に御宿町から転出した場合：全額
 - ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就職に関する要件の場合）：全額
 - ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に御宿町から転出した場合：半額
- 2 御宿町移住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

御宿町長

御宿町移住支援事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった御宿町移住支援事業支援金を、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

1. 不交付決定の理由

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

御宿町長 あて

御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書再交付願

私、
は、御宿町長から交付された御宿町移住支援事業支援金の
交付決定通知書を紛失しましたので、再交付していただきたく、ここにお願い申し上げます。

1 紛失理由

2 紛失年月日 年 月 日

3 交付決定を受けた者の住所・氏名・電話番号

住 所

氏 名

電話番号



第6号様式（第7条関係）

再交付 年 月 日

様

御宿町長

御宿町移住支援事業支援金交付決定通知書〔再交付〕

御宿町移住支援事業支援金交付要綱第7条の規定により、御宿町移住支援事業支援金を下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

移住支援金交付決定額 _____ 円

○当初の交付決定の日 年 月 日

（備考）

- 1 御宿町移住支援事業支援金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に御宿町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就職に関する要件の場合）：全額
 - ・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に御宿町以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 御宿町移住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

御宿町移住支援事業支援金返還請求書

住 所
氏 名 様

御宿町長

御宿町移住支援事業支援金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり移住支援金の返還を請求します。

記

| | |
|-------------|---------------------|
| 移住支援金の交付年度 | 年度 |
| 移住支援金の交付決定額 | 円 |
| 移住支援金の返還額 | 円 |
| 根拠条文 | 同要綱第11条 第1項 第1号・第2号 |
| 返還理由 | |
| 返還期間 | 年 月 日まで |
| 返還方法 | |